

会議録

名称	平成30年度第2回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	平成30年8月7日（火）午後2時から午後4時まで
会場	目黒区総合庁舎地下1階19会議室
出席者	（委員）大石、岡田、前田、宮内、河野、いいじま、石川、西崎、伊藤、塚本、 矢口、福谷、篠塚、関本、野田、安田 （区側）企画経営部長、広報課長、情報課長、総務課長、子ども家庭課長
傍聴者	なし
配付資料	<事前配付資料> 諮問事項の資料 <席上配付資料> 前回答申文 諮問文 座席表、審議会委員名簿（第15期）
会議次第	1 会長あいさつ 2 諮問事項 （1）公用車のドライブレコーダーの設置及び運用に関するガイドラインの制定に係る個人情報の取扱いについて （2）児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた警察との情報共有等に関する協定の締結に伴う個人情報の取扱いについて 3 その他
発言の記録	別紙のとおり

<平成30年度第2回審議会発言記録>

1 会長あいさつ

会長	<p>定刻になりましたので、始めたいと思います。</p> <p>皆様、今日は少し過ごしやすいいというものの、お忙しい中お集まりくださいましてありがとうございます。</p> <p>始める前に一言お願いしておきますが、できるだけ簡潔に大きな声でご発言をいただきたいと思います。これは区側の説明についても同じことで、簡潔に大きな声でご説明いただければと思います。</p> <p>では、始める前に、まず区のほうから出席状況についてご報告いただきたいと思います。</p>
区側	<p>申し上げます。本日の出席状況ですが、お休みのご連絡をいただいている方が4名いらっしゃいまして、浅田委員、植野委員、島崎委員、デラトロベ委員、以上4名の方からご欠席の連絡をいただいております。福谷委員様からは特段いただけていないのですが、今の時点ではお見えでない状況で、現在15名ご出席ということで、定足数を満たしております。</p>
会長	<p>それでは、定足数に達しているということですので、議事に入っていきたいと思いますが、その前に、事務局のほうから、配付された資料についてご確認をお願いしたいと思います。</p>
区側	<p>それでは、事前にお送りいたしました資料、資料番号1と2が諮問案件2件でございます。それから、本日机上配付しました資料がクリップどめであるかと思っております。そちらをご確認ください。かがみをおめくりいただきますと、資料2、諮問事項2の補足資料があります。右下に審議会資料2-14と書いてあります児童虐待に関する資料です。そちらは資料2の末尾につく形になりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>その他、資料3としまして、前回の答申文、それから、資料4といたしまして、本日の諮問文、その他といたしまして、皆様の名簿と座席表がございます。</p> <p>資料に不足しているものはございませんでしょうか。もし足りないもの、確認できないもの等ありましたら、挙手でお知らせいただけますか。大丈夫でしょうか。</p>
会長	<p>資料はそろっているようですので、入りたいと思いますが、今日は傍聴はいらっしゃいませんね。</p>
区側	<p>傍聴はいらっしゃいません。</p>
会長	<p>それでは、次第に沿いまして議事を進めます。</p> <p>まず、諮問事項1「公用車のドライブレコーダーの設置及び運用に関するガイドラインの制定に係る個人情報の取扱いについて」に入っていきたいと思っております。区の側からご説明させていただきます。</p>

2 諮問事項

- (1) 公用車のドライブレコーダーの設置及び運用に関するガイドラインの制定に係る個人情報の取扱いについて

区側	(資料により説明) (約17分)
会長	どうもありがとうございました。 ご質問ございましょうか。 はい、どうぞ。
委員	資料1-6の一番上の(5)データの保存期間というところで、データの保存期間は必要最小限の期間となっておりますが、これは大体どのぐらいなのでしょう。ちょっと見当がつかないので教えてください。
会長	根拠も含めてご説明ください。
区側	まず、ドライブレコーダーの持っている性能がございまして。記録媒体の容量によって、ほぼほぼ上書きするまでの全体の容量が決まっております。
委員	なるほど。
区側	まず、基本的にこういう構造を持っているのがドライブレコーダーなのかと思います。それと、運用する車の記録をするのが、我々が業務をしている時間帯というのがもう1つあります。そういったものを勘案の上、例えば記憶容量が極端に少ない場合の記録媒体ですと、我々の業務の時間内をカバーできない。当然我々が庁用車を運行している時間帯は、しっかりと記録が残せないといけませんので、そういった最低の容量は必要だと思います。それを各所管課が判断するんですけれども、1日分の運行記録が記録できればよしとするか、それとも、それを1週間分にするか、それぞれの所管課が判断してくる内容になるかと思います。 ただ、基本的な部分としては、やっぱり記憶容量というものの一つの制限の中に入ってくるということで、そういうことございまして。
委員	つまりは決まったものはないということですね。
区側	はい。例えばなんですけれども、資料1-1をご覧くださいますと、今の設置状況、先ほどご紹介しましたけれども、現在、清掃車両ですとレコーダー内は約1週間分のデータを保存してございまして。 それから、道路管理課のほうは、必要最小限として40分程度ということなので、この辺が現状だということをご紹介をさせていただきます。
委員	わかりました。ありがとうございます。
区側	追加なんですけど、道路管理課は40分程度なんですけど、ドライブレコーダー自体の性能が、あまりよいものを使っていないので40分しかない。だけれども、今は40分あれば、道路管理上の車を運転するところで何か交通事故を起こした場合にも対応できるということです。
区側	そういうドライブレコーダーを購入して設置してはいますけれども、全体のガイドラインが決まった段階で、また現在使っているものの耐用年数もあるでしょうから、そこはまた改めて対

	<p>応していくはずです。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>使用する車両、目的によって長く撮れないと困る車もあれば、目先の1時間ぐらい撮ればいい仕事もあればという状況に対応して設定をするので、あまりきちんと固定的な時間で表示することはできないということによろしいわけですね。</p> <p>あとは常識的なことになるんですね。</p>
委員	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ご質問ございましょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
委員	<p>1-1なんですけれども、設置目的のところ、清掃車両につきましては、事故、トラブル等に係る情報収集、分析及び原因究明で、②としては、安全運行に役立てるための研修又は指導とあります。これが(2)の道路管理課庁用車になりますと、設置目的のところ、事故の後にトラブルが入っていないのと、それから、②の安全運行に役立てるための研修又は指導というのがないんですが、これは何ででしょうか。</p>
会長	<p>どうぞ、お願いします。</p>
区側	<p>こちらは道路管理課のほうで、以前、各所管ごとにドライブレコーダーを設置するときには、個別にこの審議会に諮問させていただいたということです。そのときに、各所管課のほうで、こういう目的でもってドライブレコーダーを設置するんだという画一的な考え方がございませんでしたので、そのときの道路管理課の考え方の中に、今、委員がおっしゃったみたいな部分については、設置目的としてはなくても構わないという判断があったんだと思います。</p> <p>ただ、今後どんどんドライブレコーダーを設置していくという状況、社会情勢になっていきますので、そういう中では、やっぱり今回ガイドラインという形で提示をさせていただいてますけれども、画一的にこういう目的を持って区としては設置していくんだというので、目的についてもしっかりとした整備をしていきたいと考えております。</p>
区側	<p>道路管理課が持っている車というのは、いわゆる道路のパトロールとか、水害とかがあったときの注意喚起なんです。常時走っているわけではないんです。それに対して、清掃車両というのは、ご存じのように毎日ごみを収集して、走ってとまって、走ってとまって、一番事故の確率の高い車でございます。一般車両との距離もありますので、専用の運転手もおりますから、そういう点で、例えば安全運転のための研修をすとか、こういう場合はもっと注意しましょうとか、走るだけではなく、それ以外のトラブル、ぶつかりとかもありますので、そういった意味で清掃車両のほうが目的の範囲を広く設定したというのが以前の状況です。</p> <p>ただ、今後庁用車としてほかの道路管理以外の車にもつけていきますので、そうなるのと、車を持っている、管理をしている所管と、実際に運転する職員が別の課であったりします。逆にその研修とか指導にもやっぱり役立てていく必要が出てくるので、例えば資料1-2の、4の設置・運用方針のところの(1)、今回ガイドラインを定める中では、清掃車両と同じように、事故、トラブルの情報収集、それから研修や指導、これに安全運行にも役立てると</p>

	<p>いう行を加えさせていただいたということです。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>ご質問ございましょうか。 はい、どうぞ。</p>
委員	<p>レコーダーで記録した情報の外部提供の問題なんですけれども、最近テレビなんか見ましても、非常にドライブレコーダーの映像というやつが頻繁に出てきますよね。例えば竜巻の写真なんかも、よく「ドライブレコーダーの映像による」とかで出てきますよね。あれはいろんな犯罪があった場合に、片っ端から通行車両のドライブレコーダーを調べて、それでこの時間に犯人はここを歩いていたと、全然犯罪と関係ない車も含めて、そういうのが、いわゆる提供というか、調べてやっていくというのがあるんですけれども、こういう場合、例えば事件に全然関係ない車であった場合でも、映像の提供はするんですか。</p>
会長	<p>ご説明ください。</p>
区側	<p>よろしいでしょうか。今回庁用車のほうに設置いたしますドライブレコーダーにつきましては、安全運行、それから円滑な事故処理というものを明確に目的立てしておりますので、その他の目的で情報を提供することはございません。</p>
区側	<p>資料1-6のところ、外部提供で例外規定を設けてございますけれども、ここのところで刑事訴訟法であるとか、弁護士法とかいったもので、しっかりとした文書での提供依頼があった場合には提供してまいりますけれども、単に例えばマスコミがこういうデータを使っていきたいとか、撮ってあるんじゃないかという話では、提供を考えていないということでございます。</p>
会長	<p>おわかりいただけますか。</p>
委員	<p>そうすると、いわゆる。</p>
会長	<p>よろしければ、もう1回補足説明があるみたいだから。</p>
区側	<p>では、個人情報保護関連で、担当しております広報課のほうから補足いたします。 今、情報課長のほうから説明がありました外部提供につきましては、(2)の①、②の規定に基づく文書照会ということです。こちらの外部提供につきましては、現在でも事前一括承認基準で1件ずつ審査して、適正なものについてのみ回答、情報提供を外部にいたします。内容を見て、犯罪捜査に関係ないと思われるもの場合は提供をお断りする場合がありますので、ドライブレコーダーのガイドラインに基づいた基準を設けても、基準ができたから何でも100%提供するというものではなく、ほかの捜査事項照会と同様に適正な照会かどうかを1件ずつ審議することは変わりませんのでご安心ください。</p>
会長	<p>おわかりいただけましたか？</p>

委員	いいですか。
会長	はい。
委員	そうすると、例えば警察からの文書で来た場合には見せるということですね。その見せる内容も、それが犯罪に関係あるかどうかというのは判断できないわけでしょう？ 目黒区のほうでは、警察のほうが必要だからと言え、文書で来れば見せるということですよ。
会長	お答えください。
区側	広報課のほうからお答えします。警察からの文書であると100%提供するというものではなくて、警察から文書照会が来た段階で、それで先方の担当の方の連絡先などがわかりますので、必ずそこに問い合わせ、どのような犯罪で、この情報がどのように必要かといったことを詳細にお聞きしまして、それで、区でそれは犯罪捜査に必要と警察でこういう判断をしているとか、どう聞き取ってもこれは犯罪捜査には直結しないというのは1件1件審査してございます。
会長	はい。
委員	そうすると、警察のほうは、よくあるのは、いわゆる捜査上明らかにできないという回答が返ってくる場合がありますよね。そういう場合はどうするんですか。
会長	はい。
区側	それが犯罪捜査、いわゆる被疑者に対する捜査のものか、それとも広く情報収集のものかといったこともお聞きしていますので、それで、広く情報収集で被疑者そのものではないということが聞き取れた場合はご提供しないという回答をしております。
委員	いや、だから、いいですか。捜査上答えられないと言われたらどうするんですか。その場合は提供しないんですか。
区側	その場合は、被疑者に関する犯罪捜査という判断ができませんので、提供をお断りせざるを得ません。
委員	現時点でそういう場面がいろいろな場面でありますよね。
区側	はい、ございます。
委員	今、動きを見ているとね。
区側	ちょっと補足します。
会長	はい。

区側	<p>いわゆる刑事ドラマのように、警察手帳を持って「はい、見せろ」と出すわけではなくて、いついつどこどこでどういう事件があって、その事件に関連する中で、うちのドライブレコーダーで記録した可能性があるという程度絞り込まれた段階でなければ、単に刑法で照会したから何でも出すというわけではないということです。</p> <p>それから、マスコミでよく撮影者の投稿とかありますけれども、そういう形で我々が映像を投稿することはあり得ません。</p>
会長	<p>かなり厳格に絞ってやっていることは間違いないので、これまでも清掃車とそれから道路管理車の運営の実績とかいうのを基礎にして判断をしてくれておいでですので、その点は大丈夫だと思います。</p> <p>あと、質問ございましょうか。</p>
委員	<p>はい、会長。</p>
会長	<p>はい、じゃあ。</p>
委員	<p>公用車なんですけど、資料1-10のところ、今回諮問の対象となるということで、公用車とは区所有車両と区リース車両ということが書かれて、既に清掃車12台、道路パトロール車5台ということなんですけど、各部管理車というのは一体どのぐらいあるのかどうか。それと、総務課の集中管理車というのはどういうものを指すのか、ちょっとわからないので教えていただきたいと思います。それと、各部管理車というのは、大体どのぐらいが今回対象となるのかということです。</p> <p>それと、区リース車両についても、防災課・保育施設整備課等と書かれていますが、どのぐらい対象となるものがあるのか。</p> <p>そして、今回公用車以外で分けられているんですけど、例えば議員が明日視察するわけですけども、ああいうのは公用車以外ということで、送迎車に入っているということで理解しているのかということとはともかく、公用車のことについて1点お伺いします。</p> <p>それと、今度システム管理課長とシステム担当者というのを設けるわけですよね。そうすると、新たな課長、課を設けるという理解でいいんでしょうか。</p> <p>そして、システム管理課長はシステム担当者を指示するわけですよね。要は下にいる職員の中の何人かをシステム担当者、実務者として指示するわけですよね。その辺の組織がどうなるのかということをお聞きしたいと思います。</p> <p>それと、システム管理課長の責任が非常に大きくなるわけですよね。資料1-2のセキュリティー対策の(2)のところにも書いてある、不要となった媒体、データを消去し、復元が不可能な措置をとった上で廃棄するというのも、基本的にはシステム管理課長の判断で行うということなんじゃないでしょうか。例えばそうすると、非常にこの課長の責任というか、重大だと思うんですけど、こうしたことを行う場合、上司である部長なりとかいうところと検討して行うのか、その辺はどうなるのか伺いたいと思います。</p>
会長	<p>ちょっと誤解もあるようですけども、1点1点ご説明いただきたいと思います。</p>
区側	<p>では、総務課長から管轄分を順次お答えします。</p> <p>具体的な庁用車の数というところですが、すいません、1-10の表上の清掃車の数は、正確なところを今持っていないんですけども、それ以外の今回の諮問対象になる道路パトロー</p>

ル車から各部管理車の部分には、全体といたしまして、現在48台ほど、50台弱あります。そのうち総務課の集中管理車として7台あります。その7台を、区の職員である運転手が直営で運転している部分が5台、あと、車は所有しているんですけども、運転は委託をしている運行委託で動いているのが車2台分ございます。そういう部分で、全体48台を、課の数のところ、申しわけないんですが、ちょっと正確なところを数えられていなくて、十幾つ以上はあるはずです。

それで、先ほどのシステム管理課長の責任ないシステム管理課というものができるとかという点なんですが、そうではなくて、例えば総務課が持っている車に対して、総務課の車としてのシステム担当課長が総務課長になりますし、例えば清掃車については清掃事務所で、あと、道路パトロールのほうは、道路管理課長が自分の所管する課の車の責任者としてシステムの担当ということになります。

それで、先ほどのデータの廃棄に関しましては、ドライブレコーダーを導入して、買い換えなり何なりで必要なくなって、今までの分のデータを廃棄しないといけないという部分につきましては、現在も、例えばコンピューター、パソコンを個別の所管課が導入していて、それを廃棄ということになれば、コンピューターとして持っているデータを廃棄しないといけないんですけども、それはデータの媒体がどういうもので、情報課が保有している物理的に廃棄できる機械で対応できるものであれば、それはそれで物理的に廃棄しますし、それで対応できないということになれば、専門業者に依頼をした上で、専門業者から間違いなく廃棄しましたという確約文書を受け取って、それで確認ということで対応しているところですので、今回ドライブレコーダーが入ったとしても、その廃棄手続については同じような形で、ドライブレコーダーのデータを廃棄するという仕組みがセキュリティー保護として存在しますので、それののっって対応していくということになります。

区側

少し補足いたします。

資料1-13をちょっとごらんいただきたいのですが、こちらで、第10条の報告等というところで、「〇〇課長は、レコーダーを新たに設置、又は廃止したときは、別に定めるところにより●●部長に報告しなければならない。」、これが今、総務課長がご説明した、各課でシステム系のものを管理しているときの手順ののっるとという、その流れの中で部長にも報告するということがございます。

あと、先ほどのお尋ねで、例えば議員さんたちが視察で使う車はどうなるのかということで、その際に使う車の契約形態を存じ上げないのですが、1-10の資料をごらんいただきましたら、大体公用車というのは常時区役所の中にある車で、公用車以外というのは、常時あるものもあるんですけども、一時的に雇い上げる、借りるとかいったものと、下から2番目のバス等（送迎等）に当たるのではないかなと思われそうですが、ちょっとどこに当てはまるかは、契約している課にご確認ということになります。

あと、ドライブレコーダーも、じゃ、公用車には100%設置するのかということ、それは各部署の必要性に応じた判断なので、このガイドラインを制定したから全ての公用車に漏れなく設置しなくてはならないというのではなくて、各課で設置の判断をするときに、この基準ののっって、うちの課ではこうしようということを、それぞれ基準のひな形、これで各課でつくり込むという仕組みになっておりますので、ご了承ください。

委員

はい。

会長

どうぞ。

委員	<p>そうすると、システム管理課長とシステム担当者というのは、公用車にドライブレコーダーをつけた所管の職員が、要はシステム管理課長やシステム担当者になるという理解でいいんですか。例えば職員の、私たち議員に配られるところでは、課長名、担当課長がだーっと来ますよね。そうすると、システム管理課長はそういうところに載るとのことなの？全然関係ないんですか。内部のその処理をするだけの人と理解していいのかということと、それともう1つは、要はそこで処理するに当たっては、その所管の部長と話し合った中で行うという理解でいいんですか。基本的には、それを処理したりするのは情報課が行うということですよ。</p>
会長	<p>答えていただきますよ。</p>
区側	<p>まずシステム管理課長なんですけれども、資料1-5の頭の部分をごらんいただきたいんですけども、管理体制として、ドライブレコーダーのシステム管理課長とするというところで、公用車を管理する課のセキュリティー責任者はシステム管理課長といいますよという話なんです。ですので、例えば清掃事務所という組織の中でドライブレコーダーをつけました、そしてらば、清掃事務所長がシステム管理課長になるということになります。それをこのところで規定をさせていただいているということです。</p> <p>その中で、やっぱり日常管理、例えば何かあったので、記録媒体を引き抜いてどこかにコピーするとかいうのを、実務的な担当者がいると思いますので、それは清掃事務所長がそういう役割をする人を限定して、誰でも触っていいということではないので、その人をシステム担当者という言い方をするという仕組みがここで規定をさせていただいている内容です。</p> <p>それから、あと、媒体の廃棄ですけれども、これは必ずしも情報課が全部集めてクラッシュといいますか、壊しているということではありません。あくまでもシステムを持っているシステム管理課長が、例えば先ほどの例でいきますと、清掃事務所長が、もうこれは使わなくなった、廃棄するというのであれば、そのシステム管理課長、清掃事務所長の責任でもってしっかりと復元できないように廃棄するという形を想定しています。その内容についても、しっかりと、もちろん部長なりに報告するとか、その仕組みについては監査の組織があるとか、そういうもので担保させていただいているというつくりになります。</p>
委員	<p>もう1回いいですか。</p>
会長	<p>いいですよ。</p>
委員	<p>そうすると、要は所管の課長がシステム管理課長になるんだよという理解でよろしいですね。</p>
区側	<p>おっしゃるとおりです。</p>
委員	<p>で、この課長が、実務、実際やる職員の中から何人かをシステム担当者として決めるわけですが、役所は定期的に異動があるじゃないですか。何年かとか、1年で異動する人もいるし、そして課長自身が異動する場合があるんですが、このシステム担当者になる人は、課長が変わるたびというか、システム管理課長が変わるたびに指名していくという理解なんですか。担当者というのはどうやって保証していくというか、決められていくというか。</p>

区側	<p>あくまでも人事異動があったとしても、課に置かれている公用車のドライブレコーダーの管理ですので、後任の課長がシステム管理課長になる。で、担当者の方が異動してどこかに行ってしまうと、それは新たな担当者を選任するという形です。</p> <p>で、選任するのも、必要最小限といいますか、いっぱい自由に触れてしまうような状況ですとあまり調子がよろしくないの、ある程度限定したメンバーにしてシステム管理課長が指名するという形を想定しているということです。</p>
委員	はい、いいです。
会長	だから、システム管理課長という言い方が誤解を呼びやすいので、私も最初新たなそういう職責をつくるのかなと思って、読んでいったら、ああ、そうじゃないとわかりましたけれども、別の名前がつけてあればいいんですけども、そうもいかなかったんでしょうね。
区側	<p>すみません、ちょっと補足します。</p> <p>このシステム管理課長というのは、ドライブレコーダーのためにつくっている名称ではなくて、区のそれぞれの課がそのコンピューターのセキュリティー全体を統括する規程があって、そのコンピューターシステムを持っている責任者のことをシステム管理課長という言い方しています。介護保険システムを持っていたら、介護保険システムにとってのシステム管理課長は介護保険課長になりますよという意味です。庁用車を持っているのは、庁用車のドライブレコーダーを管理する上でのシステム管理課長がその課長ですということです、いわゆる広報課長とかいうものとは意味合いが違います。</p>
委員	わかりました。
会長	一般名詞みたいなものですね。
区側	はい、そうです。
委員	よろしいですか。
会長	じゃ、どうぞ。
委員	1点短く確認なんですけれども、現在もドライブレコーダーは運用されているものがあるので、その中で対応ができていないのかもしれませんが、公用車に、録画中であるとか、録画している旨の表示をするということなんですけれども、それだけだと、例えば区民なり通行人の方が見たときに、区がデータをため込んでいるんじゃないかとかいぶかしむ方も出てくるやに思うんですが、そうじゃないんですよということはどこかで、例えばガイドラインが外に示されるとか、どこかでお示しになるのか、それとも個々に対応していくのか、そこだけ1点確認をさせてください。
会長	ご説明お願いします。要するにアフターケアというか、そういうことですよ。
区側	公用車のドライブレコーダーの表示につきましては、例えば清掃車であれば前面と、それから後部のところにわかりやすい配色と位置で表示をさせていただいています。それから、ドラ

	<p>イブレコーダーで録画中というシールもかなり一般的に売られている状況です。ですので、そういったグッズを多用して、しっかりと撮っているんだよという、公用車が、動く広告塔ではないんですけれども、そういう意味合いで周知をしていくのが、やっぱり一番だと思います。</p> <p>ただ、何かそういう説明する機会とかがあれば、順次設置していくんだよという機会を捉えて、普及、画像を撮って円滑な事故処理であるとか、職員の安全教育なんかに使っていったらいいんだよというのを、報告というか、周知していきたいなと考えております。</p>
会長	<p>ほんとうにホームページか何かでやさしくご説明いただいといていいかもしれませんね。</p>
委員	<p>さっき1番目に説明があつて、平成28年2月に、道路管理課の庁用車について、たしかこの審議会の中で、いろんな条件の中でドライブレコーダーをつけることについて了承が出たと思うんです。そのときに、道路管理課のやる条件と全く同じような形で今後ドライブレコーダーをつけていくということであれば、この審議会にはかけないんですよとその場で決めたと記憶しているんですが、今回は情報セキュリティーの世界から来ている話であつて、ちょっとその辺と少し違う流れなのかなという気がするんです。ということで、28年2月のときの審議会の決定と今回の関係をどういうふうに整理されているのか教えていただけますか。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>よろしいでしょうか。確かにおっしゃるとおり、28年ですが、道路管理課で諮問させていただいたときには、以後同様という話でまとめていただいといておるかと思ひます。ただ、その後、道路管理課の庁用車の場合は、道路管理課が庁用車を自分のところで持っていて、乗る人間も道路管理課の職員が乗るんです。ところが、今は仮に道路管理課の所有している公用車であっても、それをほかの課に融通し合うというのも結構ありまして、そうすると、道路管理課の所属でありながら、ほかの所管の職員が乗るケースが出てきたりとかもしています。そういったこととか、あと、車の使い方なんかも、例えば車内を何らかの形で撮っておくことが、何か職員以外のトラブルなんかの処理に活用できる可能性もあるとか、ドライブレコーダーの使い方も非常に多様化してきているという状況があります。</p> <p>そんな状況でガイドラインをつくるとなると、じゃ、道路管理課の確立した考えを今後全部踏襲していくのかということ、なかなか難しいんじゃないかと。であれば、先ほどの、委員からご質問がありましたけれども、目的のところの一部整合性がとれていないんじゃないかとかいうものがありましたので、そういうものも含めて、区として整理をしてやらせていただいたほうが、今後設置していく上ではいいんじゃないかという判断をさせていただきましたので、前回そういう、今後同一に処理するという結論をいただきましたけれども、今回ガイドラインという形でやらせていただきたいなということでございます。</p>
委員	<p>よろしいですか。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>そうすると、28年2月の決定については、それはなくなって、今後は今回の流れの中でやっていくよということでの区のほうの諮問だと理解してよろしいわけですね。</p>
区側	<p>そういうことです。</p>

会長	ということのようです。
委員	じゃ、もう1点よろしいですか。そうすると、今あったように、やっぱり状況が変わってくる可能性があるかなど。そうすると、このようなガイドラインとか、別紙も含めまして、改定するときの責任といたしますか、そのときは、やっぱり審議会にかけるといってお考えなんですか。
会長	はい。
区側	もちろん、例えば公用車の使い方等にも変化が生じてくる可能性がありますし、それから、国土交通省が示しています技術的な告示事項も当然変わってくる場合はございます。そういうものについては、やはり皆様方に、審議会に諮らせていただいて、こういうふうに変えていきたい、これが最新の動向なのでということでお示して、どんどん内容をその時代に合ったものに変えていきたいと考えてございます。
委員	わかりました。 じゃ、最後に1点。そういう形でガイドライン等、それぞれの所管のほうの責任になるんですけども、その所管がきちっとやっているという確認とか、運用のチェックとかいうところはどこがやられるのか教えていただけますか。
区側	それは、形の上では内部監査ということで、資料1-7をごらんいただきたいんですけども、ここに内部監査という内容を設けさせていただいてまして、公用車を管理する課を所管するセキュリティー統括責任者、これは部長級の職員が当たるんですけども、そういった者がセキュリティー責任者を出して監査を行って、この内容のしっかりとした担保を行っていく、そういうふうと考えてございます。
会長	今、その上の部長級の方がチェックするよと、内部監査の世界ですよ。そもそもこのガイドラインをつくるときに、このガイドラインがきちんとしているよというチェック、この辺はどこがやるのかということなんですけども。
区側	すみません、よろしいですか。
会長	はい。
区側	今ご指摘のように、資料1-7の10のセキュリティー統括責任者というのは、あくまで内部監査、システムを持っている、例えば総務課のやつだったら総務部長になるんですけども、全体のガイドラインの調整は、情報課と広報課のほうで確認をしておりますので、ほかのシステムもそうです。所管を越えて、情報課のほうで年に幾つかピックアップをして半外部監査をやっておりますので。 同様に、どういう形で、今何台中何台ぐらい撮っているかとか、どういう内容かというのは、定期的な確認を実務的にはまとめています。毎回毎回監査という大がかりな話ではありませんけれども、設置状況については把握をしていきます。

会長	よろしいですか。
委員	何でそんなことを聞いたかといいますと、管理運用基準（案）が、あくまでも参考資料としてガイドラインにも上がっているように読んだものですから、つまり各課の事情によって内容が変わることもあるのかなと思ったんです、実情に合わせて。そしたら、それがこのガイドラインに沿っているんですよというチェックをどこかでしなければいけないのかなと思ったわけなんですよ。
区側	広報課のほうからお答えします。資料1-14をごらんください。こちらはドライブレコーダーシステムチェックリストということで、まず設置の前に、1番として事前協議はしているかということ、ここで広報課、情報課と必要な調整を行う。ここにチェックが入らないと不適ということになります。まず設置の前に協議をいただくという、そこから始まりますので、ある課がどこにも言わずに単独でということは、ちょっと考えられないと捉えております。
委員	わかりました。じゃ、結構です。
区側	すみません、若干補足なんですけれども、1-14は、先ほど来ごらんいただいています資料1-4のガイドラインの全体像を一表化しているというつくりになっています。それをガイドラインに沿って1つつつチェックを積み重ねる中で、ガイドラインに沿ったシステムになっているかどうかをチェックさせていただくというふうに考えてございます。
会長	それじゃ、大分内容についての理解も深まったと思います。ここで決をとりたいと思います。諮問に賛成の方、ご挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手) 全員一致ですね。
区側	全員賛成ですね。
会長	はい。ということで可決されました。ありがとうございました。 次いで議題(2)に入っていきたいと思います。「児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた警察との情報共有等に関する協定の締結に伴う個人情報の取扱いについて」です。 区のほうから、ご説明をお願いいたします。

(2) 児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた警察との情報共有等に関する協定の締結に伴う個人情報の取扱いについて

区側	(資料により説明) (約21分)
会長	ありがとうございました。ご質問ございましょうか。
委員	今回が警察との情報共有ということで、今、協定書、それから申し合わせ事項、そして適正な取り扱いについてという3つのものが出てきていまして、協定書と申し合わせ事項が大きく2つの柱で、最後の適正な取り扱いについてというのは、どちらかという、事務取扱につい

	<p>ての内容になってくると思うんですが、その中で、申し合わせ事項の中に、照会の方法の取り決めがないといいますか、別紙2の情報の内容等の(2)、「情報の照会及び回答は」というのと、緊急時等では口頭云々という文言なんですけれども、この文言は実は非常に重要な照会方法の手段の1つだと読みとったので、事務の取扱いの部分に入れるというよりは、2番そのものを、きちんと申し合わせ事項の中に、ルールとして、大きな柱として入れておくべきじゃないかと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
区側	<p>気がつきませんで、うっかりしていた部分もございますけれども、委員のおっしゃいますように、確かに文書でやりとりをする場合につきましてはいいと思うんですけれども、実際の具体的な運用の場面になりますと、かなり緊急性を要するということから、口頭による照会、回答が多くなってくるとことは容易に予想されるころではあります。</p> <p>委員のおっしゃいますように、協定書と申し合わせ事項がいわば1セットになっておりますので、文言につきましては、事前に警察署、それから、警視庁のほうとも協議をしておいておりますけれども、確かに重要な点と思われまますので、その点も申し合わせ事項の中、適当なところに盛り込めるのであれば盛り込む方向で検討したいと考えているところでございます。</p>
委員	<p>ご回答ありがとうございます。ここの申し合わせ事項のところに照会方法が、記録等を確認して回答するという事なんですけれども、いろいろな緊急時に臨機応変に、きちんとお互いが動けるような状態をつくっておくことが非常に、特に命と心がかかっていることだと思うので、そういう意味で、ちょっと細かいことかもしれないんですが、口頭による照会の部分まで含めた中を、事務取扱ではなくてきちんと大きな柱の中に入れていくということでやっていくのがいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、その点、お願いしたいと思っております。</p>
区側	<p>その方向で協議をしたいと思っております。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>あと、ご質問ございましょうか。</p>
委員	<p>2-1のところ、要保護児童対策地域協議会とございまして、2-7のところ、要保護児童対策地域協議会の構成例としてそれぞれ機関が入っております、その中に、警察も入っております。これまでも警察もかかわってきたと思うんですが、今回、特に区と警察と緊密に連絡を取り合って、情報を共有するという事は、地域協議会というものの機能をどのように考えたらよろしいんでしょうか。今までの協議会の機能は十分働いていなかった、その中で構成する、幾つかありますけれども、この中でも特に区と警察が連携を密にすることで、緊急時の対応が早く、適確にされるということなんでしょうか。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>まさに委員がおっしゃいますとおり、緊急時、なおかつ重篤なケースの対応につきましては、区と警察との関係というのは非常に重要でございますので、そういった中で、要保護児童対策地域協議会というのは、会議体でございますので、緊急時に会議体を招集して対応していると</p>

	<p>いうことでは遅きに失する部分もあろうかと存じます。</p> <p>したがいまして、そういったケースにつきまして、守秘義務のかかっている要保護児童対策地域協議会の運用の中を超えて、情報共有をしていこうというものでございます。例えば、今回お諮りをしております、本人外収集というところでは、区側から警察署のほうにも情報提供を求めていくといった部分も含まれているものでございます。</p>
委員	<p>そうしますと、申し合わせ事項の案、2の(1)のところに、「危険度や緊急度が高いと認められる事案について、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催する場合には、区内両警察署に当該会議への参加を要請するなど」とございます。2-7の協議会のところに警察も入っております、右側の一番下のところに個別ケース検討会議とございますが、これまでは個別ケース検討会議に警察の参加はあまりなかったんでしょうか。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>恐縮でございますが、審議会資料の2-7ページをごらんいただきますと、要保護児童対策地域協議会の構成例の図の右側に会議体が3つ書いてございますけれども、代表者会議というのは、それぞれの機関の代表によって構成されている会議で、かなり大きな、ある意味抽象的な部分で議論をする会議体でございまして、実務者会議というのは、それをもう少し掘り下げた具体的な会議体でございます。個別ケース検討会議というのは、まさに個々具体的な児童虐待事案について、関係する機関で個別のケースごとにふさわしい関係機関を招集いたしまして対応する会議ということでございまして、必ずしも毎回警察署が入っているということではございませんので、今回の申し合わせ事項に入っておりますとおり、特に危険度や緊急度が高いと認められる事案については、漏れなくといいますか、警察からの参加も得て、個別ケース検討会議を開くというものでございまして、申し合わせ事項のほうにも盛り込ませていただいているものでございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>いま一つ納得できないんですけれども、そうすると、この協議会の機能自体をもう少し、緊急時に対応できるように何か変えて、あえて区と警察との結びつきだけを強化するのではなくて、協議会の機能そのものを通して何か検討されて、この協議会の強化ではだめで、区と警察との緊密な情報共有をということで、こういう案が出てきているんでしょうか。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>個別ケース検討会議について、警察の参加を仰ぐという点でございましてけれども、個別のケースについて検討をする会議体に警察の参加を得るということは、個別ケース検討会議の機能の強化にはつながります。ただ、あくまでも会議体でございまして、緊急時には会議を開いているいとまはございません。緊急かつ重篤なケースというのは、警察が関係してくるケースというのが多くございます。</p> <p>したがいまして、最終的に方針などを検討する場面では、会議体としての要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催いたしまして、関係機関で合意の上、対処方針等を決めてまいりますけれども、その前段として、緊急時の対応について取りはからう部分については警察と、特に重篤なケースについては対応するといったイメージになろうかと思えます。</p>

会長	よろしいでしょうか。
委員	その場合に、区と警察以外に福祉関係ですとか、ほかの関係から、関係というのも変ですけども、入ってもらうということはないのでしょうか。必要によって招集されるかもしれませんが。
会長	お願いします。
区側	個別ケース検討会議にどの機関が参加するかというのは、個々具体的な事例に応じて異なりますけれども、その中で警察について焦点を当てたというのは、緊急度、重篤度が高いケースが多いということから当てたものでございます。虐待の対応は警察と児童相談所と子ども家庭支援センターだけで行っているわけではございませんので、区のさまざまな機関がでございます。保健所ですとか、あるいは保育園に所属しているとか、幼稚園に所属しているといった場合は、個別ケース検討会議には、そういったところからも参加を得ますし、また、例えば、保育園に通っているお子さんが虐待を受けている疑いがあるという通告があったとしたら、私どもの子ども家庭支援センターの職員が保育園に赴きまして安全確認をしたりしますけれども、できない場合は保育園の協力を得て、間接的に安全確認をするといったような対応をしております。重篤、危険性が高いという意味では警察に焦点を当ててはおりますけれども、他のさまざまな機関とも連携をして対応をしていく必要がありますし、現に連携はさせていただいているというものでございます。
委員	そうしますと、これは目黒で非常に不幸な事件がございまして、私は切な過ぎてニュースを聞くのも新聞を読むのもできなくなっちゃったんですけども、あの事件の場合には、多分どこにも引っかかるところがなくて、全く地域にもない、それから保育園にも行っていない、幼稚園にも行っていない、お医者さんにも行っていない、どこにも外部から何か、「あれ？」と思われるきっかけというものを全く持たない、非常に不幸な事件だったので、それが大変大きなきっかけになっているんですか。
会長	はい。
区側	今回の大変不幸な事件がございましたけれども、警察との情報共有の話というのは、その前から、特に警察署のほうからアプローチがございました。ただ、ちょっと前に進んだのは、1つの要因として、今回の児童虐待、大変重篤なケースでありますし、委員がおっしゃいますように、どこも助けられなかったということもございまして、きっかけの1つにはなっていると考えるところでございます。
会長	ほんとうに緊急な、ああいう事件の場合の緊急避難的な、最初のとっかかりの情報を得る一番早い方法と認識をしているんですけど、そう考えていいわけですね。
区側	はい。
会長	あと、ほかにございましょうか。どうぞ。

委員	<p>すみません。今回、政府で児童虐待防止の緊急総合対策が決定されました。虐待の通告から48時間以内に面会などで、子どもの安全確認ができない場合、児相や関係機関が立ち入り検査を実施すると、その必要に応じて警察の援助要請をするということが決定されたんですけども、これに何か関係をして、今回のこのことは関係性があるのかと、もう一つ、必要に応じて警察への援助要請が行われるとあるんですけども、これは先ほどから重篤なケースということがあったんですけど、重篤かどうかという判断はどこが、どういうふうに行われるのか、その2点をお願いいたします。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>目黒の不幸なケースがございましたので、国のほうで、それを1つのきっかけといたしまして、7月20日に児童虐待防止に向けた緊急総合対策というものを発表してございます。それについて、関連したご質疑でございますけれども、緊急総合対策の中で、さらに緊急的に対応すべき項目という中で、委員がおっしゃいますように、48時間の対応とかが出てまいりますけれども、あそこで焦点が当たっておりますのが、児童相談所の対応について焦点が当たっておりまして、区の子ども家庭支援センターの部分については焦点は当たっていないものでございまして、必要に応じて警察の臨場を求める場合も、権限を持っております児童相談所が立入調査を行ったりとか、臨検、捜索を行ったりする場合については、警察の臨場も積極的に受けようといった内容でございます。</p> <p>したがって、そもそもの役割分担といたしまして、児童相談所が重篤なケースを担当をいたしまして、中程度から軽度な虐待事案が区の子ども家庭支援センターが担当するということになっておりますので、あんまりないのかなという気はいたしております。重篤なケースという意味では、児童相談所と警察との関係のほうが遥かに件数としては多いと思いますけれども、区として重篤なケースという判断をするのは、当然子ども家庭支援センターのほうで判断をして対応する形になろうかと思っております。</p>
委員	<p>会長、いいですか。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>仕組みはわかったんですけども、実際、今回のように児相が見逃すというか、これだけ多い中で、目黒区の立ち位置はすごく重要だと思うんですね。そこに漏れがないような、ほんとうに目黒区の中で、重篤な子が1人でもいたら大変なことになるので、そこを警察との連携とか、実際今回も先ほどお話がありましたように漏れてしまったケースということで、今回の政府が出しました児童虐待防止の緊急総合対策の部分で、実際、児相への焦点かもしれないんですけども、区のほうはそれに向けて考えていかなくちゃいけない部分があると思うんですが、その1点だけ伺いして。</p>
区側	<p>委員がおっしゃいますように、緊急的な対策の、まさに緊急的な部分では、児童相談所に焦点が当たっておりますけれども、それだけではなくて、総合対策でございまして、もう少し中長期的な視点での対策も打ち出されておりました、その中には市区町村の対応機能の強化もうたわれておりますので、子ども家庭支援センターが中心になろうかとは存じますが、そういったところの対応能力は引き続き向上させていかなければならないと考えているものでございます。</p>

委員	<p>私たちは警察との連携を否定するものでもないし、非常に困難なケースとかがあって、その辺の情報共有はすべきだとは思いますが、ただ、全ての情報を警察にという立場でもないんです。それで、グレーゾーンってあるわけですよ。事実、私は虐待を疑われていると相談も来たことがあるんです。子ども家庭支援センターとも相談して、センターのほうは常時見守っているというか訪問している形で続けているんですが、そうしたグレーゾーン、情報提供をしたけれども、そうじゃなかったというケースもあり得るわけですよ。</p> <p>情報提供するときは十分に検討されると思うんですが、非該当であった場合、その情報は削られるのか、削除されるのか、そして既に送られた情報があるわけじゃないですか。その辺は警察に対してきちんと削除してくださいと、行って確認とか、その辺がきちんと行われるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。</p> <p>それと、資料2-1のところ、3の協定の概要のイの「照会する情報」の中で、対象児童の過去の対応状況等の個人情報保護管理責任者、子育て支援部、課長ですよ。課長が必要と認めた情報と書いてあるんですよ。そうすると、これは課長の判断によるんですか。基準はどこにあるんでしょうか。その基準はきちんと決められているのかどうか、その点について伺いたいと思います。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>1点目の確認と消去の関係でございますけれども、これは別紙2の3の「情報の管理」の後段の部分でございますけれども、不要になった情報は直ちに廃棄する等、適切に管理するための措置を講じなければならないということで担保しているものでございます。具体的に、確実に消したんですねと言に行くかという、これは、何か問題でもあれば別ですが、そこまでは考えてはおりません。これは性善説に立っております。</p> <p>それと、必要と認めたという、個人情報の保護管理責任者が必要と認めた情報でございますが、これは個々具体的な事例に応じて判断をせざるを得ないところではあるかと思っておりますけれども、基本的には、照会を受けた際に、照会先の意図を確認いたしまして、その意図に基づいて、必要最小限の範囲で提供するということになるかと存じます。</p>
委員	<p>協定書には書いてあるけれども、性善説か知らないけど、やってくれるでしょうというのは、非常に無責任だなと思うんです。やっぱりほんとうに対象じゃなかったことがわかったら、当然、区としても消去すると思っておりますけれども、警察にもきちんと消去したのかどうか、それは協定書の取り扱いについてで書かれていますけれども、きちんと確認すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>それと、基準なんですけれども、情報だけじゃなくて、専門的な子どもの虐待とか子どもの状況とか、私は基準をきちんと決めるというか、個々のいろいろなケースがあるとは思いますが、学識経験者とか第三者とか、そうした中で、どうしたときに情報提供するのかという部分を検討すべきではないかと思っておりますが、いかがですか。</p> <p>それと、3つ目なんですけれども、子ども家庭支援センターというのは虐待だけではないわけですよ。さまざまな相談が来るわけですよ。そうしたときに、警察と情報提供します。それは全てが情報提供するわけではないけれども、そうしたことがあるとすると、ハードルが高くなって相談できないというか、ちょっと怖いなど保護者が引いてしまう場合もありますので、そういうこともきちんと検討される必要があると思うんですが、いかがでしょうか。</p>

会長	はい。
区側	1点目でございますけれども、やりとりにつきましては、必要がなくなった段階で、きちんと削除をするようにということは確実に依頼したいと考えているものでございます。
会長	こちらも言われているわけですね。目黒区のほうも必要がなくなったら削除しなきゃいけないんですね。
区側	はい。
会長	お互い様ですね。
区側	それと、個人情報保護管理責任者が必要と認めた情報という部分でございますけれども、これは、児童相談所と子ども家庭支援センターの役割を定めたもので、共有ガイドラインというものがございます。その中で一定程度、判断の基準となるものもありますので、そういったものも参考にしながら、最終的には個々具体的なケースに応じて適切に判断をしていきたいと考えているものでございます。 それから、3点目でございますけれども、何でもかんでも警察と情報共有をしようとするのと、それは児童相談所と警察との関係でございますけれども、情報を全件警察と共有をしている県もあります。ありますが、東京都の場合は否定的です。といいますのは、いみじくも委員がおっしゃいましたように、児童相談所に相談しにくくなるじゃないかということもございしますので、したがって、今回の協定につきましても、あくまでも、個々具体的な事例に応じてではございますけれども、必要の範囲内で情報共有するというものでございますので、相談しにくくなると、虐待ではない相談のケースについて、警察と情報共有する場面はほとんど考えられないと思いますので、基本的にはご懸念の部分は理解できる場所ではありますけれども、大丈夫かなと考えているものでございます。
委員	会長。
会長	はい。
委員	最後なんですけれども、これは警察との情報連携のための協定書なんですけれども、虐待とかそうした子どもたちをいち早く、早期発見、早期対応するためには、情報提供とは外れちゃうかもしれないけれども、家庭支援センターの区と児相の連携というものを、この協定書とは違うけれども、でも、今以上に強く連携することが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。直接の協定に係るものではありませんが。
会長	はい。
区側	おっしゃるとおりでございます。
会長	このぐらいで、大体議論も深まりましたので、決をとりたいと思います。
委員	すみません。意見、要望は言わせていただいてよろしいでしょうか。

会長	<p>要望ですか。要望はいつだって言っているんだろーと思いますけど、終わってからにしてください。</p> <p>それでは、諮問事項について、是とされる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>まだ手を挙げていない方が1人いらっしゃいますから。反対ですか。</p>
委員	<p>棄権です。</p>
会長	<p>棄権ですね。棄権者が1人いたということで。</p> <p>要望を言ってください。どうぞ。</p>
委員	<p>賛成いたしましたけれども、私たちは警察との連携を否定するものではありません。</p> <p>しかし、何でも全て情報提供を警察のほうに提供するというものではありません。提供する基準については、明確にし、基準については専門家などの第三者機関を設けるなど、丁寧にきちんとやるべきだと考えます。そして、子どもを守る立場からということであれば、もっと児童相談所と子ども家庭支援センターとの連携、かかわりを重視、拡充していくべきだと考えます。</p>
会長	<p>文書で出します？いいですね。大丈夫ですよ。</p>
委員	<p>議事録にのりますよね。</p>
会長	<p>本日の議題は終わりましたが、あと、事務局のほうから伝達があると思うんですが。</p>
区側	<p>(次回開催予定等について伝達)</p>
会長	<p>ということで、どうも長い間ありがとうございました。</p> <p>本日はこれで終わりたいと思います。</p>

以 上